

# 株式会社 こっこー 電子マニフェスト導入の効果

処理業者事例

## ■プロフィール

当社は、1951年の創業以来、地域に支えられて、地域と共に成長して参りました。

私たちは、

『人に心地よい環境をつくり、  
資源を持続的に活かし、  
地域と共に成長する  
総合リサイクル活性化企業です。』

地域社会にとってなくてはならない企業をめざしていきます。

かぎりあるものを、かぎりなく

COCO

## ■会社概要

名称：株式会社 こっこー  
設立：1951年6月4日  
本社所在地：広島県呉市広多賀谷 1 丁目  
9番30号  
従業員数：293名

## はじめに

創業当初は、鉄スクラップの回収・販売など「鉄」を中心とした事業を展開しておりましたが、時代の移り変わりと共に変化する地域のニーズに幅広く対応するため、中国・四国地区を基盤として、再生資源の収集運搬・中間処理、各種鋼材の加工販売、金属屋根・壁材やエクステリア商品の販売・施工など、事業の多角化・拡充を図っています。

現在、産業廃棄物処理業については、

「産業廃棄物及び特別産業廃棄物収集運搬業の許可」と「産業廃棄物処分業の許可」を有していますが、産業廃棄物の処理業者であると同時に、各拠点（リサイクルセンター3か所・営業所等17か所）から廃棄物を排出する排出事業者でもあります。

このため、電子マニフェスト（JWNET）には排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三つの料金区分で加入しており、年間1万件程度のマニフェストを取り扱っています。

## 電子マニフェストと紙マニフェスト

業務では、電子マニフェストと紙マニフェストを併用しています。2009年に電子マニフェストを導入して以来、電子のマニフェスト登録数は増加し続

けています。取引先によっては、紙マニフェストを使わなければならない場合がありますが、今後、全てが電子マニフェストに置き換えれば経費や業務の効率化の面でメリットも拡大すると考えています。

## 電子マニフェストの利点

《メリットが多い順》

1. マニフェストの管理が容易
2. 行政報告が不要など
3. コストの削減
4. 優良産廃業者認定制度の条件

## 1. マニフェストの管理が容易

### 〔保管場所の確保が不要〕

マニフェストの保存について、電子マニフェストでは JW センターのサーバーにデータが保存されるため、紙マニフェストのようなファイリングの手間もなく、保管場所を確保する必要もありません。

### 〔抽出が簡単〕

また、必要なマニフェストを抽出するには、紙マニフェストの場合、書庫に行き膨大なファイルの中から探す必要がありました。電子マニフェストではパソコンで簡単に検索することが可能です。

### 〔作業時間の短縮〕

特に、取引先による年に一度の現地確認では、書庫と事務所の往復に手間取り、多くの時間を要していました。電子マニフェストはパソコンを1台用意すれば良く、調査時間が短縮され、担当者の負担が減りました。

## 2. 行政報告が不要など

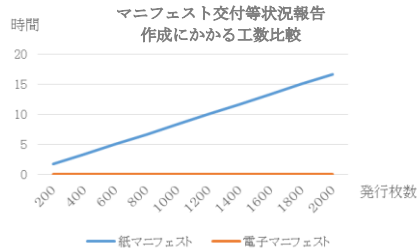
年に1度、行政に提出する必要がある「マニフェスト交付等状況報告」は、前年度分の排出量等膨大なデータを集計し加工しなくてはならず、担当者の業務を圧迫していました。電子マニフェストは、データ集計から報告までを、JW センターが行ってくれるため、事務処理の軽減に役立っています。

## 導入効果と今後の取組み

電子マニフェストの導入は、特に取り扱い件数が多い呉りサイクルセンターで大きな効果を発揮しました。

今後、さらに効率的にマニフェスト業務を行うには、電子マニフェストの

### 【参考資料】



また、処理業者として、「実績報告」を行政に提出する際もシステムからダウンロードできる電子マニフェスト情報を活用し、工数削減を図っています。

## 3. コストの削減

マニフェストの報告業務は、処理業者として、紙マニフェスト1件につき、伝票を3回返送する必要があります。電子マニフェストでは、パソコンで廃棄物の処理状況を確認するため、伝票処理の手間や郵送料が削減され、より迅速で正確な運用が可能になりました。

## 4. 優良産廃業者認定制度の条件

現在、山口県と岡山県で優良産廃業者の認定を受けています。認定を受けるには、厳しい審査基準に適合する必要があります。電子マニフェストの加入が、審査基準の一つとなっていますので、これから認定範囲の拡大を進めるにあたり有益です。

利用率を上げ、紙マニフェストの利用で発生する行政への報告作業を減少させるなどの必要があります。

また、電子マニフェストのデータを販売管理・収支管理等に活用し他業務の効率化も図りたいと考えています。

